松江市告示第 450 号

松江市自転車等放置防止に関する条例(平成17年松江市条例第339号)第10条及び第11条の規定に基づき、自転車等を撤去し、保管したので、第12条第1項の規定により告示する。

令和2年7月9日

松江市長 松浦 正 敬

1 撤去年月日

令和2年2月1日から令和2年6月30日までの間

2 自転車等の放置されていた場所

JR松江駅周辺自転車等放置禁止区域内、同禁止区域外

3 保管自転車等の台数

25台(区域内21台·区域外4台)

4 保管場所

松江駅東駐輪場(松江市東朝日町595番地2)

5 保管期限

令和2年8月8日

6 返還方法

松江市自転車等放置防止に関する条例施行規則(平成17年松江市規則第247号)第8条の規定により返還を申請すること。なお、返還に当たっては、松江市自転車等放置防止に関する条例第13条の規定により費用を徴収する。

7 保管自転車等の特徴等

別紙のとおり